



Adobe Sign FAQ

アドビ株式会社



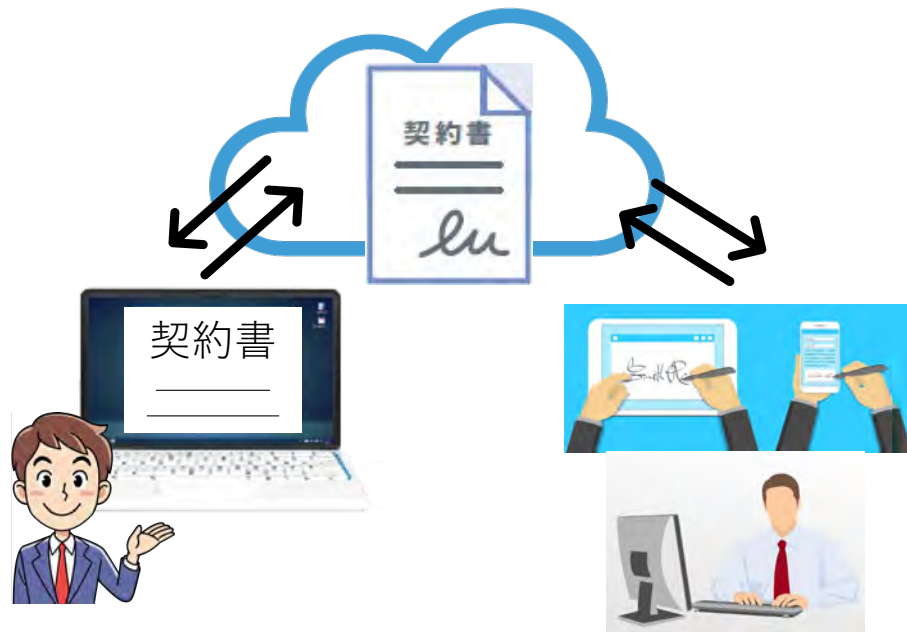
電子契約に関するFAQ



電子契約とは？

電子契約とは、本来は「紙と印鑑」によって締結していた契約を電子的におこなうもので、電子ファイルと電子署名や電子サインを使ってインターネット上で契約を締結し、そのまま電子データとして企業のサーバーやクラウドストレージに保管する方式のことです。

2020年6月に、政府は民間企業や官民の取引の契約書で押印は必ずしも必要ないとの見解を示し、内閣府、法務省、経済産業省が連名で押印に関する法解釈についての文書 (<http://www.moj.go.jp/content/001322410.pdf>) を公表しました。



書面契約と電子契約の違い

| | 署名契約 | 電子契約 |
|--------|--------------|----------------------------|
| 書類の形式 | 印刷された紙の書面 | 電子ファイル |
| 署名方法 | 押印、または直筆のサイン | 電子署名・電子サイン |
| 本人性の確認 | 印鑑証明書 | メールアドレス+パスワードや電話認証または電子証明書 |
| 完全性の証明 | 契約・割印 | タイムスタンプ |
| 受け渡し | 原本の郵送、または持参 | インターネット通信 |
| 保管方法 | 倉庫・キャビネットなど | サーバーやクラウドストレージ |
| 印紙 | 必要 | 不要 |

電子契約のメリット

電子契約のコストメリット

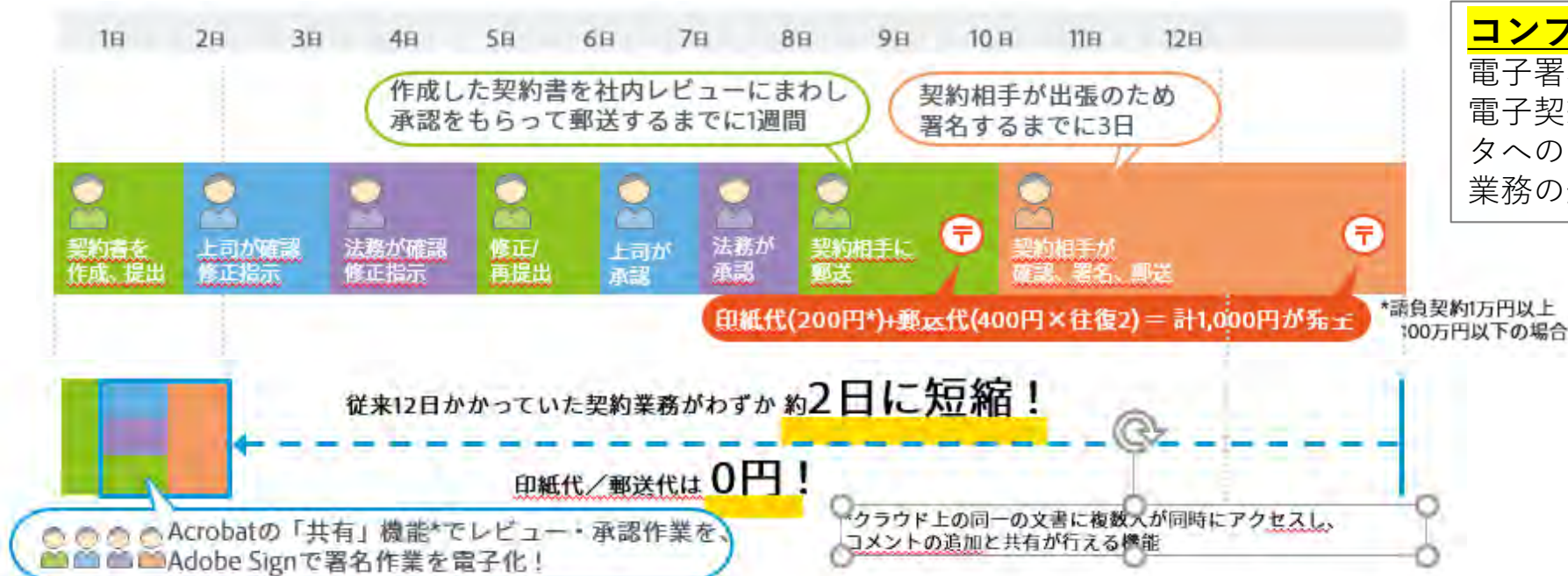
印紙税法第2条において、課税対象とされる文書は書面（紙）の文書を指しており、電子ファイルはこれに該当しないため、電子契約で取り交わされる電子ファイルには、**印紙税が課せられません**。また、インターネット上でデータをやり取りするため、**契約書の印刷や郵送**が不要。さらに、締結した契約書データはサーバーやクラウドストレージに保管されるので、**保管スペース・保管コスト**も不要になり、書面契約に比べて大幅なコスト削減が期待できます。

電子契約による業務の効率化

紙の契約書のように、印刷・製本・押印・封入・郵送といった作業が不要になり、数分で返送されてくるため、契約締結までの時間を大幅に短縮できます。また、契約の進捗状況を常に確認できるため、漏れや遅延を防ぐことができます。また、過去の契約書を確認する際は、PCからすばやく検索することが可能です。

コンプライアンスの強化

電子署名とタイムスタンプにより生成される電子契約では、改ざんのリスクが低く、データへのアクセス履歴なども容易に残せるため、業務の透明性を担保できます。



Q 電子契約における押印：必要性

契約書に押印をしなくても、法律違反にならないか？

- 今までの商習慣として、代表取締役印を総務部長が押印する等が慣例的に行われているかと思われませんが、契約行為を電子化した場合、合意者が明確になってしまうという懸念があります。
内閣府、法務省、経済産業省の見解では、「文書の成立の真正は、本人による押印の有無のみで判断されるものではなく、文書の成立経緯を裏付ける資料など、証拠全般に照らし、裁判所の自由心証により判断される。」とあり、本人による押印がない場合でも、電子メールやその受送信記録、電子署名や認証サービスなどのログインの記録等により、文書の申請制を立証することは可能です。

参考) 内閣府、法務省、経済産業省：[押印についてのQ & A](#)

Q. 電子契約における押印：代理押印

本人による押印がなければ、民訴法第228条第4項が適用されないため、文書が真正に成立したことを証明できないことになるのか？

今までの商習慣として、代表取締役印を総務部長が押印する等が慣例的に行われているかと思われませんが、契約行為を電子化した場合、合意者が明確になってしまうという懸念があります。内閣府、法務省、経済産業省の見解では、「文書の成立の真正は、本人による押印の有無のみで判断されるものではなく、文書の成立経緯を裏付ける資料など、証拠全般に照らし、裁判所の自由心証により判断される。」とあり、本人による押印がない場合でも、電子メールやその受送信記録、電子署名や認証サービスなどのログインの記録等により、文書の真正性を立証することは可能です。

参考) 内閣府、法務省、経済産業省：[押印についてのQ & A](#)

- 文書の真正な成立は、相手方がこれを争わない場合には、基本的に問題とならない。また、相手方がこれを争い、押印による民訴法第228条第4項の推定が及ばない場合でも、文書の成立の真正は、本人による押印の有無のみで判断されるものではなく、文書の成立経緯を裏付ける資料など、証拠全般に照らし、裁判所の自由心証により判断される。他の方法によっても文書の真正な成立を立証することは可能であり、本人による押印がなければ立証できないものではない。
- 本人による押印がされたと認められることによって文書の成立の真正が推定され、そのことにより証明の負担は軽減されるものの、相手方による反証が可能なものであって、その効果は限定的である。
- このように、形式的証拠力を確保するという面からは、本人による押印があったとしても万全というわけではない。そのため、テレワーク推進の観点からは、必ずしも本人による押印を得ることにこだわらず、不要な押印を省略したり、「重要な文書だからハンコが必要」と考える場合であっても押印以外の手段で代替したりすることが有意義であると考えられる。

Q2. 電子化が行えない文書

どのような契約においても、電子化可能でしょうか？

- ごく一部の法令により、紙の書面で合意することが義務付けられている場合があります。また、紙の契約書であれば、書面による通知を兼ねることができるものの、電子契約で行うと別途紙の書面による通知が要求される場合があります。紙の書面が必要な類型は例えば以下のようなものがあります。

法的な要件により書面が必須の文書例

| 契約類型 | 根拠条文 |
|----------------------------------|---------------------------------|
| 定期借地権契約 | 借地借家法22条 |
| 定期建物賃貸借契約 | 借地借家法38条1項 |
| 宅地建物売買等媒介契約 | 宅建業法34条の2 |
| 宅地建物売買等契約締結前の重要事項説明・締結時の契約書などの書面 | 田建業法35条1項・37条1項3項 |
| マンション管理委託契約 | マンション管理法73条 |
| 訪問販売等特定商取引における甲府書面 | 特定商取引法4条・5条・18条37条・42条・55条58条の7 |
| 労働者派遣個別契約 | 派遣法26条1項、施行規則21条3項 |

Q. 電子サインの署名方法

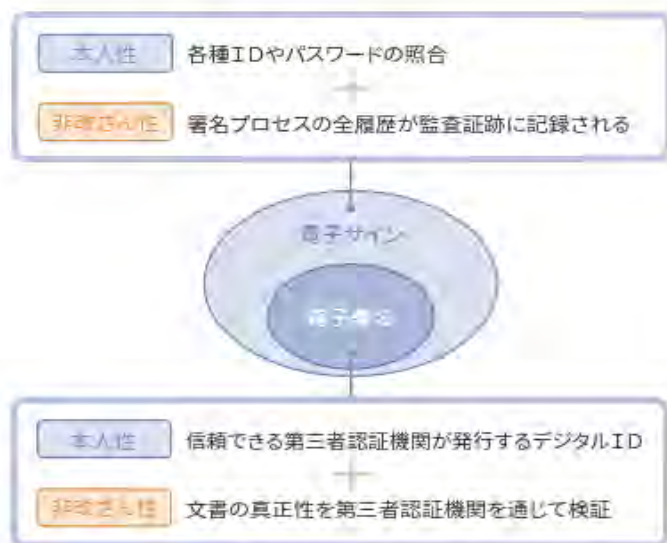
署名する際、「キーボードで入力してサイン」「マウスやタッチペンを使用してサイン」「電子印鑑の押印」など、署名方法によって効力に違いはあるのでしょうか？

- 効力に違いはありません。メールアドレスや2要素認証、ドキュメントのロック、監査証跡などの情報により本人性が確認された人の承認である事実が、証跡に残っていることが重要となります。

Q. 電子署名と電子サイン

「電子署名」と「電子サイン」の違いは何でしょうか？

- 電子署名は、電子における個人を証明するための実印のようなものです。デジタルIDの発行には認証機関における審査があり、コストもかかるものとなります。
- 電子サインは、クラウドサービスによる認証やドキュメントの保管、証跡などを使い、本人性と非改竄性を証明するものです。
- Adobe Signでは、標準で電子サインを使用し、オプションとして電子署名を組み合わせご利用いただくことが可能です。



電子サイン

電子メールアカウントやパスワード、企業ID、ソーシャルアカウントなどの要素を用いて署名者認証を行い、さらに署名プロセスの履歴を残すことで「本人性」と「非改ざん性」を満たします。作業の履歴はクラウド上に保存され、ドキュメントを誰がいつ作成・閲覧・署名したのが、署名が完了するまでのステータスをいつでも確認することができます。加えて、署名プロセスの全履歴が記載された「監査証跡」の閲覧・ダウンロードが可能です。正しい内容で処理されたことの証明書としての役割を果たします。

電子署名

署名者は、第三者認証機関（認証局）が発行するデジタルID（電子版の身分証明書）を用いて署名を行います。署名された文書には、署名者のデジタルID情報が暗号化されて紐づけられており、本人が署名したものかどうか、文書の改ざんが行われていないかどうかを、第三者認証機関を通じて検証・確認を行えることから「本人性」と「非改ざん性」を満たします。

Adobe Sign ライセンス / 環境FAQ



Q. Acrobat DCの署名機能

Acrobat DCの署名機能とAdobe Signには違いがあるのでしょうか。

Acrobat DCの署名機能は、Adobe Sign個人版と同様の機能を提供しています。

詳しくはプラン別機能比較表をご確認ください。

<https://acrobat.adobe.com/jp/ja/sign/pricing/compare-plans.html>

詳細は「Adobe Blog」もご覧ください。

<https://blogs.adobe.com/japan/documentcloud/>

また、詳細の機能だけではなく、Adobe Sign ビジネス版/エンタープライズ版との企業の利用における大きな差異といたしましては、ユーザーや契約書について、組織全体で管理を行うという機能となります。

Q Adobe Signに印鑑を登録したい

Adobe Signで印鑑イメージの登録や権限の管理を行う機能はありますか？

Adobe Signでは、印鑑を管理する機能はありません。

印影の画像ファイルを貼り付けることで日本の商習慣に合わせて印鑑イメージを署名として利用することも可能ですが、電子契約における押印（印影）だけでは、電子署名法における文書の真性な成立を示す推定効は働かないため、Adobe Signにおいては、契約に署名する方の所有するメールアドレスや2要素認証、電子署名、監査証跡等の様々な方法により、本人性の証明と非改竄の証明を行うことで、文書の真正性をより高めることが可能となります。

なお、Adobe Signでは、ユーザーとして登録しログインした際に、プロフィール情報に署名した内容が保管されますが、これは個人を証明するための印鑑の登録とは異なり、次回の署名時に再入力の手間を省くためです。

ログインの必要としない、署名者ではこの機能を利用することはできません。

Q. Adobe Signの契約終了後のドキュメントの扱い方

クラウドに保存された書面の保管期間に制限はありますか。また、サービスの利用を辞めた場合、過去に契約した分の書類はクラウド上から閲覧できなくなるのでしょうか。

- 契約期間中は、システム側でデータを削除するプロセスはなく、保管期間の制限もありません。サービス利用終了後、30日間は管理者権限を持つユーザーのアクセスが可能ですが、それ以降はアクセスできません。閲覧できる期間内に、監査レポートを配置した最終版の書類をダウンロードしていただくなどの作業が必要となります。

Q. Adobe Signに保存されている契約書の保管

ユーザーを削除した時に契約書も消えてしまいますか？

ユーザーの無効化としては、非アクティブ化と削除の方法がありますが、ユーザーの削除については、以下の2種類のオプションがあります。

- ユーザーを削除し、そのユーザーが開始した契約書やテンプレート等は保持する
削除するユーザーが所有する契約書を含むデータは、削除を行った管理者へすべて引き継がれます。
事前に別のユーザーで共有設定を行うことで、後任者への引継ぎも可能です。
- ユーザーを削除し、そのユーザーが開始した契約書やテンプレート等もすべて削除する

※ ユーザーの非アクティブ：そのユーザーでのログインや署名依頼の発信は行えなくなりますが、ユーザー情報及びそのユーザー開始した契約情報を保持されます。

こちらのページもご参照ください

- [「GDPR要件への準拠」ユーザーの契約書の削除欄](#)

Q. Adobe Signにおける署名者のライセンス、システム環境

Adobe Signでは、社外の署名者にもライセンスが必要でしょうか？
また、署名者にもシステムのインストールなどが必要でしょうか？

- Adobe Signから発信した署名依頼において、承認者や署名者はライセンスを必要といたしません。署名の発信者（Adobe Signへユーザー登録され、ログインを行うユーザー）のみがライセンスを所有する必要があります。

Q6. Adobe Signのクラウドセキュリティ

クラウド上に契約書が置かれるということは、Adobeに機密書類を預けるということになると思います。クラウド上の契約書等書類の扱いについて、クラウドの運用やデータセンターにおいてセキュリティは確保されていますか？

- Adobe Signは、世界最高水準の厳格なセキュリティ基準に準拠しています（ISO 27001、SOC 2 Type 2や、クレジットカード業界で使われているPCI DSSなど）。さらに、米国のHIPAA、GLBA、FERPAなどの業界固有の規制にも準拠しています。
- これらの基準について、定期的に第3者機関の監査を実施しております。
- Adobe Signの提供体制にはAdobe Secure Product Lifecycle（SPLC）が採用されています。SPLCでは、ソフトウェア開発のプラクティス、プロセス、ツールを網羅する1,000項目あまりのセキュリティ対策規定にもとづき、製品ライフサイクルの様々な段階において徹底したセキュリティ対策がおこなわれます。

こちらのページもご参照ください

- [Adobe Sign 技術概要](#)

Adobe Signサービスの電子署名：解説



Adobe Signサービスの電子署名の役割

- 不正開封防止シールとしての役割
 - 署名済み文書や監査証跡の内容が正しいことを証明するためにAdobe Signが行う電子署名
 - 内容が改ざんされたときに検知できる
- 電子署名が行われるとき
 - 最終署名文書を関係者全員に配信するとき
 - Adobe Signから文書をダウンロードするとき

正当性の概要

文書は証明後に変更されていません。

証明者は、この文書に対する変更を許可しないことを指定しています。

署名者のIDは有効です。

署名時刻は署名者のコンピューターの時計に基づいています。

署名は署名時刻に検証されました:
2020/07/27 14:08:49 +09'00'

Adobe Signの電子署名 (不正開封防止シール)

Adobe Signの電子署名のプロパティ

署名者の証明書

署名者の証明書

署名者
(Adobe Sign)

電子署名の更新

- 契約書PDFをダウンロードするときに、最新の電子証明書を使用してAdobe Signの電子署名（不正開封防止シール）が付与されます
- ダウンロードの方法
 - 契約書の管理画面で文書を選択してダウンロードする（Adobe Signアカウントがある場合）
 - 契約完了通知メールの「契約書を開く」リンクから契約書を開く

契約書の管理画面

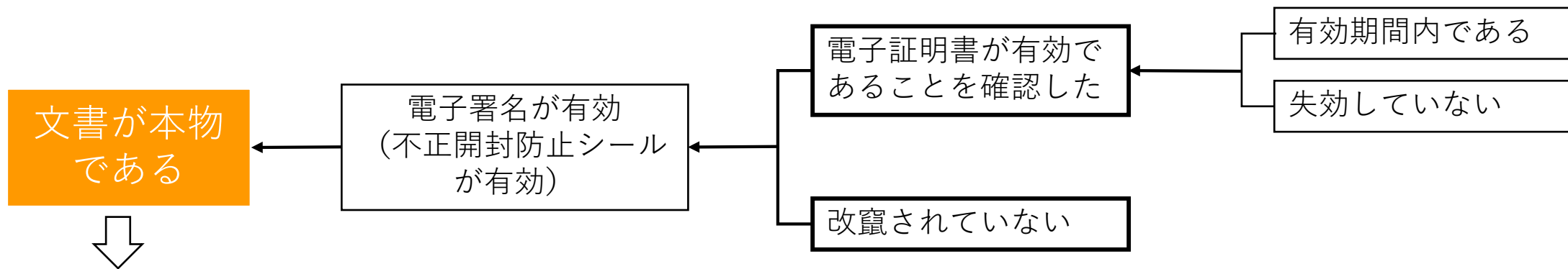


契約完了通知メール



電子署名の有効性

- Adobe Signの電子署名の検証が正しく行われることにより、不正開封防止シールが有効である（=なりすましや文書の改竄が行われていない）ことが保証されます



有効な文書を開いたとき



Adobe Sign, a Document Cloud solution <adobe-sign-certified@adobe.com>, prod-hsm によって証明されており、証明書が Adobe CDS CA によって発行されています。

署名パネル

改竄された文書を開いたとき



Adobe Sign, a Document Cloud solution <adobe-sign-certified@adobe.com> による証明は無効です。

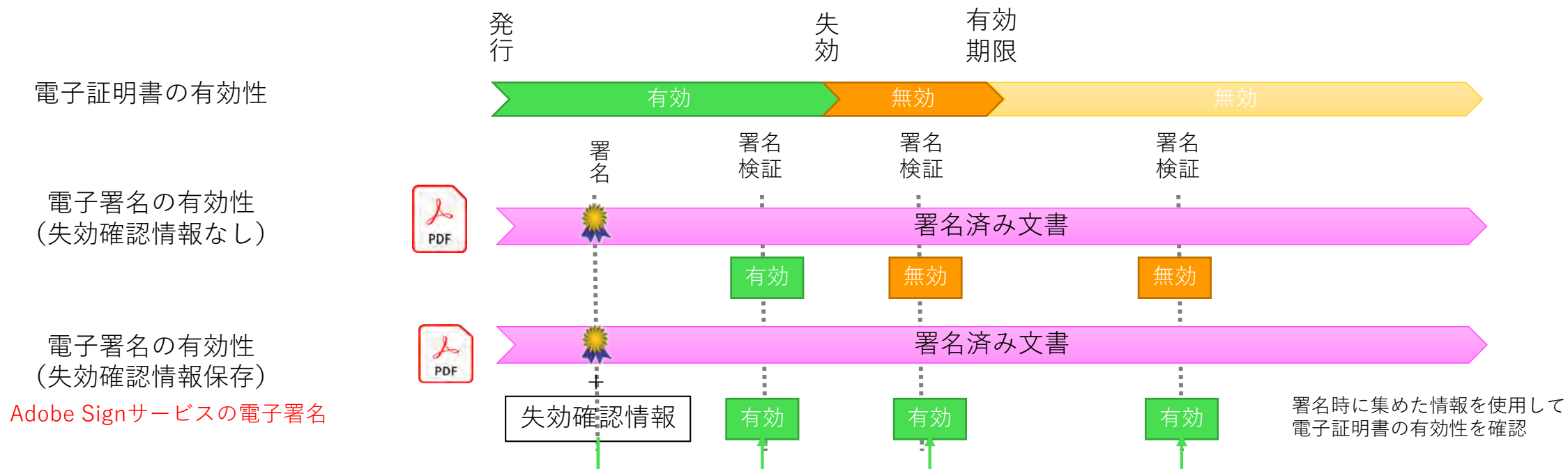
署名パネル

補足：電子証明書の有効性確認と電子署名の有効性

- 電子証明書の有効性の確認
 - 署名に使用した電子証明書が有効期間内であった
 - 署名に使用した電子証明書は失効していなかった
- 失効確認情報の保存
 - 証明書が失効していないことの確認に使用した情報をPDF中に保存
 - 時間が経っても、署名時に有効であったことが確認できる

署名時の電子証明書の有効性が確認できる情報を電子署名と一緒に保存しておくことで、電子証明書の有効期限が切れた後でも、電子署名の有効性を確認することができます

※Adobe Signサービスの電子署名は、有効期限3年の電子証明書を使用しますが、失効確認情報を保存するので、有効期限が切れた後でも署名の有効性確認ができます



タイムスタンプ

- 不正開封防止シールに適用されるタイムスタンプ
 - Adobe Signサービスの電子署名にタイムスタンプを埋め込むことができる
 - 電子署名が付与された日時を保証する
 - 電子帳簿保存法など、特定の法規制要件および業界要件に準拠可能

詳細についてはこちらを参照

<https://helpx.adobe.com/jp/sign/using/stand-alone-timestamp.html>

電子署名の詳細プロパティ

署名の詳細プロパティ

署名の詳細

署名は Adobe Sign CDS Signer を使用して作成されています。

ハッシュアルゴリズム: SHA256

署名アルゴリズム: RSA PKCS#1 v1.5

タイムスタンプの詳細

署名に埋め込まれたタイムスタンプ

タイムスタンプは、文書に署名されるのと同じ時に書き込まれます。タイムスタンプ署名が有効であるためには、タイムスタンプを署名したタイムスタンプ局を信頼している必要があります。タイムスタンプ署名の検証に関する詳細を表示するには、「証明書を表示」をクリックします。

タイムスタンプ局(T) SEIKO Timestamp Service, Acce 証明書を表示(H)...

タイムスタンプはタイムスタンプ局で定義されている特定のポリシーを使用して作成されます。特に、ポリシーによってタイムスタンプの信頼性を指定できます。このタイムスタンプのポリシーは、識別子 1.3.6.1.4.1.955.1.10.1.5.1 によって表されます。タイムスタンプポリシーを理解するには、タイムスタンプ局にお問い合わせする必要があります。

ハッシュアルゴリズム: SHA256

閉じる(C)

タイムスタンプの詳細情報

Adobe Signの電子署名
(不正開封防止シール)

Adobe Signの電子署名のプロパティ

正当性の概要

文書は証明後に変更されていません。

証明者は、この文書に対する変更を許可しないことを指定しています。

署名者の ID は有効です。

埋め込みタイムスタンプが署名に含まれています。タイムスタンプ時刻:
2020/03/23 10:08:20 +09:00'

署名は保証された(タイムスタンプ)時刻に検証されました:
2020/03/23 10:08:20 +09:00'

補足：電子署名の長期検証

- 電子署名の長期検証の要件を満たす仕組み

- 署名ときに電子証明書が有効であったことの確認（Adobe Sign対応済み）
 - 署名データとともに署名時の失効確認情報を保存する
- 電子署名に用いた暗号技術が脆弱化していても検証可能（Adobe Signは署名タイムスタンプのみ対応）
 - 証明書／タイムスタンプの有効期限内に新たなタイムスタンプを付与して電子署名の有効性を維持する



+

電子署名データ
失効確認情報

LTV enabled（長期検証対応）署名

電子署名の暗号アルゴリズムが脆弱化したとしても、最新のより強固なアルゴリズムを使用したタイムスタンプにより、電子署名の有効性を維持します

※Adobe Signから送信／ダウンロードされた契約書は変更できないようにロックされています。暗号技術の脆弱化が懸念される場合には、ダウンロードし直して電子署名を更新してください

電子署名付与



+

電子署名データ
失効確認情報

証明書の有効期間

署名時の有効性

電子署名の有効期間

署名タイムスタンプ
の有効期間

脆弱化対策

Adobe Signはアーカイブタイムスタンプに対応していません

アーカイブタイムスタンプ
の有効期間

アーカイブタイムスタンプ
の有効期間

署名タイムスタンプ付与

アーカイブタイムスタンプ付与
(文書のタイムスタンプ)

アーカイブタイムスタンプ付与
(文書のタイムスタンプ)

